

平成30年3月7日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

産業建設委員会
委員長 志 田 貢

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 3月7日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市消雪用揚水機節水機器設置事業補助金交付要綱の改正について及び水道料金について執行部より報告を受け、質疑を行った。また、市内スキー場の入込数について質疑を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 36 号 魚沼市都市公園条例の一部改正について
- (2) 議案第 39 号 市有地の処分について
- (3) 議案第 40 号 市有地の処分について

2 調査事件

- (4) 閉会中の所管事務等の調査について
- (5) その他
 - ・ 魚沼市消雪用揚水機節水機器設置事業補助金交付要綱の改正について
 - ・ 水道料金について

3 日 時 平成 30 年 3 月 7 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301会議室

5 出席委員 星 直樹、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、岡部計夫、森山英敏、
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、星野商工観光課長、小幡土木課長、山之内ガス水道局長、
斉藤監理係長

8 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任

9 経 過

開 会 (10 : 00)

志田委員長 定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会します。
本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 36 号 魚沼市都市公園条例の一部改正について

志田委員長 日程第 1、議案第 36 号 魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題とします。執行部より補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

岡部委員 この前説明を受けたんですけれども、加えるということですが、この背景の考え方をもう一度教えてください。

小幡土木課長 本会議で説明させていただきましたけれども、今回の条例改正につきましては、国で定めている都市公園法の施行令が改正され、一つの都市公園内に設置できる運動施設の敷地面積の割合、上限を条例で定めることとされたため、都市公園法施行令で規定する参酌基準の値 100 分の 50 に準拠し、当該割合を規定するものです。

岡部委員 その中で、この前バリアフリー等が進んだという話がありましたが、そういうところで加えることにつながったというのがあるんですか。

小幡土木課長 運動施設のバリアフリー化整備により、ごくわずかに面積割合を超過するため必要な整備が行えないという弊害が生じたということで、各自治体によって地域の実情に合わせ運動施設を柔軟に整備できるように法改正がされたものと解釈しています。

岡部委員 今、100 分の 50 を超える施設はないということでしたが、法律改正によって魚沼市の中でも変更しなければいけないところがありますか。

小幡土木課長 本会議で説明したとおり、魚沼市において 50% を超える都市公園は存在しません。将来的にも大規模な運動施設を設ける予定がありませんので、今のところ支障はありません。今後、もし、大規模な運動施設を設置する計画がされ、50% を超える事象が出たら、その段階で条例改正し対応することが必要になります。今のところはその想定を必要としないと考えております。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 36 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 36 号 魚沼市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 39 号 市有地の処分について

志田委員長 日程第 2、議案第 39 号 市有地の処分についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

岡部委員 この売却価格、平米当たり 1 万 1,500 円ですが、ホリカフーズさんが最初に取得したときの単価と今回の単価は同じですか。

星野商工観光課長 土地の売買単価につきましては、最初に売却した単価と同額であります。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 39 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 市有地の処分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 39 号 市有地の処分について

志田委員長 日程第3、議案第40号 市有地の処分についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

志田委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第40号 市有地の処分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 閉会中の所管事務等の調査について

志田委員長 日程第4、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(5) その他

・魚沼市消雪用揚水機節水機器設置事業補助金要綱の改正について

志田委員長 日程第5、その他を議題とします。まず、魚沼市消雪用揚水機節水機器設置事業補助金交付要綱の改正について、資料が配布されていますので執行部より説明を求めます。

小幡土木課長 魚沼市消雪用揚水機節水機器設置事業補助金交付要綱の改正について、ご説明申し上げます。主な改正理由としましては、申請手続きの簡素化による地下水保全の推進を図りたいということです。二点目として、これまでの交付事務に合わせた修正、平成27年10月から施行し2年が経過し、今まで106件の交付決定を行ってまいりました。これまでの交付事務を踏まえ、よりわかりやすくするために申請書類の修正を行いたいということでもあります。詳細については担当から説明させます。

斉藤監理係長 (資料「消雪用揚水機節水機器設置事業補助金交付要綱の改正について」により説明)

志田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員 改正点で補助対象範囲を機器代に限定、手間等が曖昧な部分があるのでと説明がありました。機器代ということで降雪センサーと制御盤とありますが、これは地下水保全の目的で無駄水を少なくしようと、そういうふうにした方に補助金を設けて促すということだったと思います。機器代となると、消雪パイプのパイプとノズルを換えて節水することについては、補助が受けられなくなるということですか。

小幡土木課長 もともとこの交付金は森山委員おっしゃるとおり、節水を図ることが目的です。消雪ポンプが入り切りする部分のセンサーの精度を上げることと、タイマーによって

水の出方を調整することが目的で、内容については変わっておりません。今までは機器代プラス工事費の2分の1を補助していたものを、工事費を判別することが曖昧でしたので、機器代の3分の2を補助することによって、それに近づけたいという改正がポイントとなっております。

森山委員 それはわかるんですけども、消雪用のパイプとノズルを改良して節水するような、そういった申請はあんまりなかったということで、ここで結局そういうのはもうできないということになるわけですが、それはまだできるんですか。

小幡土木課長 今までもパイプとノズルについては、補助対象となっておりません。今回についてもパイプやノズルの部分は切り離れた考え方にしていただきたいと思います。

富永委員 地下水保全条例を設置当時、自分は産業建設委員会に所属していて、それでそちらのほうから原案をつくる時に参加していたのですが、その後の経過として去年どのような議論があったのか教えてください。本件に直接的には関係ありませんが、地下水保全の検討委員会があると思うんですけど、そちらのほうでの議論を教えてください。

小幡土木課長 地下水対策委員会で大口の消雪井戸を掘るという場合に集まり、審議いただいています。今まで審議対象になったのは、御存じのとおり大型スーパーの出店に伴う井戸掘削等がありましたので、それについて審議いただきました。今回のこの消雪用揚水機節水機器設置事業補助金交付要綱の改正については、先日委員会を開催し説明させていただきましたが、特に異論はないということでした。

富永委員 今ほどの説明の中で、今回の節水機器の補助の内容を変更したという、その辺の議論は1回あっただけということでしょうか。

小幡土木課長 おっしゃるとおりで、今回の改正点について説明し、それについて議論いただきました。節水機器の普及に努めてもらいたいので市民にわかりやすく、申請しやすい事業にしてもらいたいという話がありました。

森山委員 交付要綱の第3条(1)に「消雪に使用する揚水機を新たに設置する又は既に設置している個人及び法人」とありますが、例えば集落センターで集落が管理しているようなものについては、この個人及び法人に当てはまりますか。

小幡土木課長 集落の集会所等も区長名等で申請いただければ、補助対象とさせていただきます。

志田委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑を終結します。本件については、以上としたいと思います。

・水道料金について

志田委員長 次に、水道料金について執行部より説明を求めます。

山之内ガス水道局長 資料をご用意しておりませんが、水道料金について報告させていただきます。平成30年度から33年度の水道料金及び下水道使用料の改定を行わないことの報告となります。本年2月20日に開催されました平成29年度第2回魚沼市公営企業等運営審議会において、平成30年度から33年度までの間の水道料金及び下水道使用料については改定を行わず、現行の料金単価とすることで了承されましたので報告いたします。

志田委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑を終結します。

本件については、以上としたいと思います。

・その他

志田委員長　その他、執行部から報告事項等はありませんか。

佐藤市長　情報として皆さん方に話しておくべきだろうと思うことが一点あるんですが、実は一般質問の中でも答弁させていただく可能性もちょっとありますが、企業誘致の関係で今、動きが加速しておりまして、新たに1社、これは水の郷工業団地ではないんですけども、食品に関係ない企業であります。この地域を非常に気に入っていただいている企業があります。必要によっては委員会が適当なのか、全員協議会が適当なのか、あとで相談したいと思いますが、視察を含めた全体でウエルカムな状態をつくっていきたいと思っておりますので、そういう状況になりましたらまたお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。まだ具体的な動きとしてはお話しできる状態になってませんけれども、非常に企業のほうも動きが早いので、遅れをとりたくないというのもありますし、大きな雇用になりそうな案件でありますので、その辺は産業建設委員会も含めて、議会の皆さん方には逐一状況を知らせていきたくと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

志田委員長　本件については報告でありますので、以上といたします。委員の皆さんから、ご意見等はありませんか。

岡部委員　新聞でスキー場の入込数がふえたとか、減ったとかありましたが、ことしのスキー場の入込数がもしわかったら教えてください。

星野商工観光課長　市内のスキー場の入込数は、一昨年、昨年は少雪の影響がありましたが、今シーズンは相対的に12月、1月、2月の3カ月で121%と伸びています。12月は旧市営5つのスキー場で7,500人の増、1月は5,580人の増、2月は大雪の影響もありマイナス2,050人です。12月から2月分のトータルで平成28年度が5万1,920人、29年度が6万2,950人でしたので、1万1,030人ふえております。しかし、奥只見丸山スキー場の12月、正月はシーズン早めのオープンでありましたが、雪がいっぱい降った影響でマイナスの入込数となっております。

志田委員長　ほかにありませんか。(なし)本日の会議録の作成については、委員長に一任願ひます。本日の産業建設委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (10:24)